

令和7年11月17日

# 農業委員会総会議録

柳井市農業委員会

## 第29回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和7年11月17日（月）午前9時00分
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員
- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 寺西 久美子 君 | 2番 菅岡 利夫 君  |
| 3番 山重 義則 君  | 5番 中元 茂雄 君  |
| 6番 原田 淳一 君  | 7番 下土井 進 君  |
| 8番 勝本 澄人 君  | 9番 亀山 真由美 君 |
| 10番 鈴木 喜義 君 | 11番 岡本 幸子 君 |
| 13番 宮本 三雄 君 |             |
- 4 欠席委員 12番 斎藤 貴之 君
- 5 欠員 1名
- 6 説明のため出席した者
- |       |          |
|-------|----------|
| 事務局長  | 楠原 慎太郎 君 |
| 事務局次長 | 中原 賢 君   |
- 7 記事ならびに議事録調整者
- |       |         |
|-------|---------|
| 事務局主任 | 相本 裕紀 君 |
|-------|---------|

## 会議に付議した事項

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 議案第133号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について     |
| 議案第134号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について     |
| 議案第135号 | 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について     |
| 議案第136号 | 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について     |
| 議案第137号 | 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について |

## 第29回農業委員会総会次第

議長 宮本君

それでは、ただ今より、第29回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は、13名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君

会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において寺西委員、菅岡委員を指名します。

次に、会期についてお諮りいたします。

本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君

それでは、ただいまより議事に入ります。

議案第133号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君  
(3条-1)

議案第133号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番 地目 田 面積1, 783 m<sup>2</sup>です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人と受人は夫婦で、夫から妻に贈与し、譲り受け後は受人が経営している飲食店の従業員と共同で、店で提供する料理用の野菜を栽培するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から南西に約500mの距離にある●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君  
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積425m<sup>2</sup>です。  
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、相続により申請地を取得しましたが、共有名義の二名共に●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、申請地隣接の道路を挟んだ北側に居住しており、耕作管理が便利なため、父と共同で自家用野菜の栽培を行うものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から北に約750mの距離にある●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君

(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積617m<sup>2</sup>外2筆 合計 田 1, 035m<sup>2</sup>です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、相続により申請地を取得しましたが、●●●に居住しており耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、申請地の隣接に居住しており、耕作管理が便利なため、野菜や果樹の栽培を行うものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から南東に約600mの距離にある●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君

(3条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積981m<sup>2</sup>外3筆 合計 田 1, 969m<sup>2</sup> 畑 1, 152m<sup>2</sup>です。

利用状況は耕作及び休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●に居住しており、高齢で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、市内の農事組合法人の構成員になっており、譲り受け後は所属する農事組合法人と貸借契約を行うものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から南東に約2.5kmの距離にある●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君  
(3条-5)

続きまして、整理番号5番でございます。  
申請地は、●●字●●●●●番 地目 畑 面積88m<sup>2</sup>です。  
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。  
渡人は、●●●に居住しており、以前から購入希望者を探していた  
ものです。  
受人は、申請地から車で約20分の距離に居住しており、自家用野  
菜の栽培を行うものです。  
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から北西に約4  
00mの距離にある●●●●●付近の農地です。  
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票  
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要  
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当し  
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
整理番号1番及び2番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見  
を求めます。  
菅岡委員。

2番 菅岡君

10月29日に事務局と現地確認を行っております。整理番号1番  
ですが、受人は飲食店を経営しており、お店で提供する野菜を従業員  
と共に作ることです。周辺農地は休耕状態ですので、少しでも耕  
作していただければ有難いと思います。

整理番号2番につきましては、受人宅の道路を挟んだ農地でござい  
ますので、草刈等の管理もしておられるので、今後自家用野菜等を作  
っていただければ有難いと思います。ご審議のほどよろしくお願いい  
たします。

議長 宮本君

整理番号1番及び2番につきまして、他に質疑はございませんでし  
ょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番及び2番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号3番につきまして、日積伊陸地区担当委員の意見  
を求めます。  
山重委員。

3番 山重君 整理番号3番につきましては、10月29日に現地確認を行っております。宅地に隣接した農地でございますので、適切に管理されるとのことと問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号3番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号4番につきまして、伊陸日積地区担当委員の意見を求める  
勝本委員。

8番 勝本君 整理番号4番につきましては、10月29日に現地調査を行っております。受人は高齢で耕作が困難なため、農事組合法人と貸借契約を結ぶとのことで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号4番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号5番につきまして、斎藤会長職務代理が本日欠席のため、事務局から説明をお願いします。

局長 楠原君 斎藤委員が欠席のため、事務局が説明いたします。10月29日に斎藤委員と事務局で現地確認を行い、斎藤委員から特に問題ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 宮本君 整理番号5番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号5番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第133号の整理番号1番から5番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第133号の整理番号1番から5番につきましては、

可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第134号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君  
(5条-1)

議案第134号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番 地目 田 面積1,386m<sup>2</sup>外1筆合計 田 2,091m<sup>2</sup>です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

この申請は、令和7年6月16日に開催された第24回総会の議案第116号で、市長より農用地除外についてこの会の意見を求められ、承認されたものです。

渡人は、受人からの要望により譲り渡すものです。

受人は、●●●で福祉事業を営む社会福祉法人で、申請地に障がい者用グループホーム2棟、運動場及び駐車場を建設するものです。隣接の道を挟んだ東側で、同受人による同事業が現在運営されており、規模の拡大を図るものであります。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から西に約1kmの距離にある●●●●●沿いの農地です。

市長より、12月頃に交付予定の農用地除外変更通知書と同日付けて本件の許可証を交付し、交付までの間は農用地の扱いとなります。

農地法第5条第2項の農用地利用計画において、指定された用途に供する場合に該当するため、許可の基準を満たしていると考えられ、立地基準、一般基準について審査した結果、適当と考えます。

なお、本件につきましては、農地区分が農用地区域内農地のため、今月25日開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

原田委員。

6番 原田君

整理番号1番につきましては、現地調査を行っております。障がい者施設とのことで問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひ

いたします。

議長 宮本君 整理番号 1 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

整理番号 1 番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第 134 号の整理番号 1 番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 134 号の整理番号 1 番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第 135 号を上程します。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、下土井委員は議事に参与しないこととします。

それでは、事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君 議案第 135 号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長より令和 7 年 10 月 27 日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は 2 件 2 筆 地目 田 合計面積 7, 705 m<sup>2</sup>です。

農業経営基盤強化促進法に基づく相対等の利用権設定は、令和 7 年 3 月末で経過措置期間が終了し、令和 7 年 4 月からは農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化されております。

よって、令和 7 年 4 月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行う、公益財団法人やまぐち農林振興公社の 3 者契約となります。

契約手続きの方法として、従来の 2 段階方式と相対に替わる一括方式の 2 通りがあり、本件は一括方式での契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)  
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第135号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第135号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第136号を上程します。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、齋藤会長職務代理者は本日欠席ですが、議事に参与しないこととします。  
それでは、事務局から議案について説明をさせます。  
次長。

次長 中原君 議案第136号 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について、ご説明いたします。  
農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和7年10月31日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。  
計画は81件221筆 地目 田 合計面積390,770m<sup>2</sup>です。  
貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は1段階目の契約です。  
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第136号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。  
(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。

よって、議案第136号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第137号を上程します。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、私と齋藤会長職務代理者と下土井委員は議事に参与しないこととします。

私と齋藤会長職務代理者が議事に参与できませんので、議長の任を中元委員にお願いします。

5番 中元君

それでは、議長を務めさせていただきます。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第137号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和7年10月31日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、広告することにより受け手に農地が貸し付けられます。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は2段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

5番 中元君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

5番 中元君

それでは、質疑を終了し、議案第137号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第137号につきましては、可決・承認と決します。

5番 中元君 それでは、議長の任を宮本会長にお返しします。

議長 宮本君 以上をもちまして総会は閉会とします。  
(閉会 午前 9時 30分)